

東海市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

東海市長 花 田 勝 重

東海市上下水道事業管理規程第 2 号

東海市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

東海市上下水道事業会計規程（昭和 4 4 年東海市水道事業管理規程第 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 1 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。